

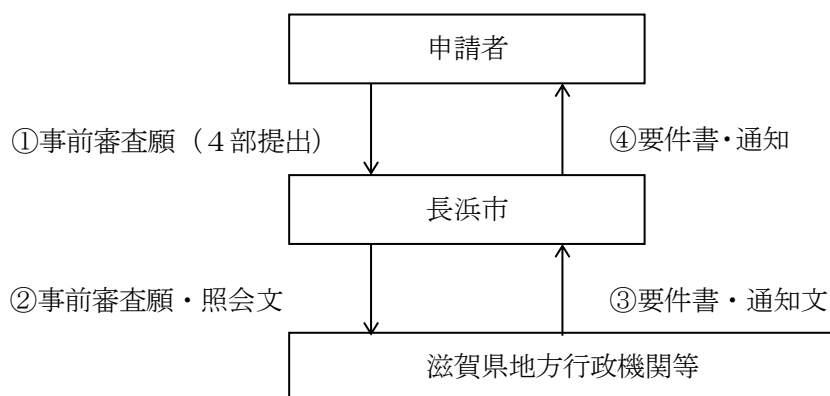
第8章 申請の手続き

I 申請の手続き

1 開発計画事前審査の手続き

(1) 開発計画事前審査の手続き

図8-1 開発計画事前審査フローチャート

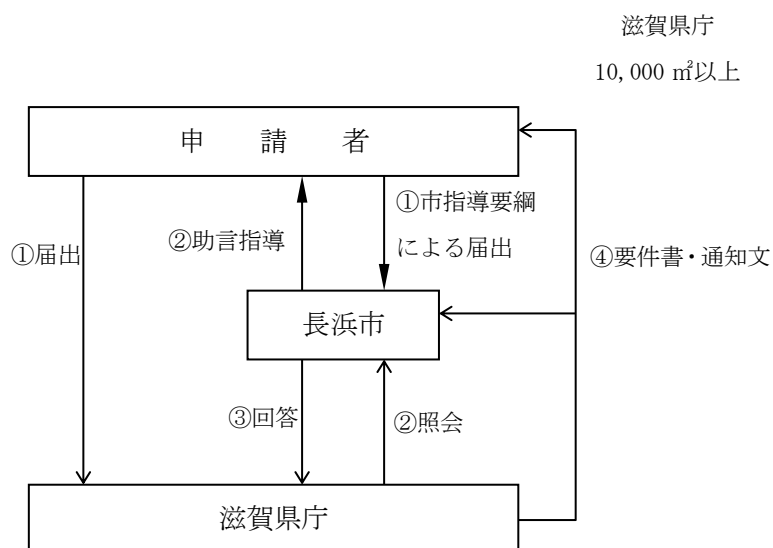


注1) 10,000㎡以上で「滋賀県土地利用に関する指導要綱」の適用となるものは、次の(2) 滋賀県土地利用に関する指導要綱の手続きによる。

注2) 本市においては、長浜市開発事業に関する指導要綱を定めているので、事前に十分協議すること。

(2) 滋賀県土地利用に関する指導要綱による届出の手続き（長浜市域）

図8-2 開発事業計画等届出フローチャート（長浜市域）



ア 提出部数 県が指示する部数と長浜市に 4 部

ただし、届出内容により増減する場合がある。

イ 提出に必要な書類

事業計画概要書

(7) 経営計画書（開発施設用地等の管理、処分等の計画および収支見通し）

(4) 添付図面

- ・ 申請地登記事項証明書
- ・ 開発予定区域位置図（縮尺 1／50,000 以上）
- ・ 土地利用現況平面図
- ・ 事業計画平面図
- ・ 排水計画図
- ・ 公図
- ・ 断面図

(7) その他の書類

届出者および工事施工予定者の経歴書、前年度の決算報告書ならびに登記事項証明書、開発区域
内権利者一覧表（地番、面積、地目、所有者などを記入したもの）、その他参考となる資料

2 開発許可申請手続きの概要

(1) 申請からの手続きは、図 7－1 参照のこと。

(2) 開発許可申請は、提出部数 2 部を、本市都市計画課に提出すること。

（注） 建築基準法は同法による別途手続きが必要

3 許可申請書の作成要領

(1) 申請書類（順序どおり整理し、仕切り紙等に各書類名を記したインデックスを貼付のうえ添付すること。）

表 8－1 申請書類記載要領

添付 順序	名 称	様式 (様式集)	備 考
1	開発行為許可 申請書	様式 2	・開発区域に含まれる区域の名称欄には、地名、地番を記入のこと。(筆数が多い場合は、〇〇番地外〇〇筆と記入し、別紙にすべての地名、地番を記載し添付すること。) ・予定建築物の用途欄は、具体的に記入のこと。(区画数、階数等も記載のこと。) ・開発面積・・・実測面積を記入のこと。(小数点 3 位以下切捨て、小数点 2 位まで記入)
2	委任状		・代理人による申請の場合に添付すること。
3	法第34条各号に 該当する図書		・開発許可基準の必要書類を参照のこと。
4	設計説明書	様式 3 様式 3－1	・自己居住用開発は不要 ・公共施設の整備計画の説明書には、管理者、用地の帰属欄を必ず記載のこと。
5	法第32条の 同意書および協議書	様式 4 様式 4－1 様式 4－2	・協議事項を詳細に記載したものであること。 ・公共施設管理者の印があること。 ・協議内容により図面が必要な場合は、図面添付のこと。
6	資金計画書	様式 5 様式 5－1	・自己居住用および自己業務用（1 ha未満）の開発は不要 ・工事費のうち、整地工事費は伐開、暗渠排水、切土盛土、敷地の整形、張芝、擁壁等について算定すること。 ・道路工事費は、路盤工、側溝、舗装等について算定すること。 ・排水工事費は、公共の用に供する排水施設、敷地排水施設、遊水池等について算定すること。 ・付帯工事費は、仮設工、道路復旧工で、開発に関連する工事について算定すること。
7	設計者の資格調書	様式 6	・開発区域 1 ha未満の場合は不要（ただし、連絡先は明確にすること。) ・卒業証明書または免許証の写しを添付のこと。
8	申請者の資力信用 調書	様式 7	・自己居住用および自己業務用（1 ha未満）の開発は不要 ・納税証明書（国、県、市町村税）2 か年分の完納のわかる書類、法人の登記事項証明書（3 か月以内）（個人の場合は、住民票記載事項証明書）、法人は、直前事業年度の財務諸表、事業経歴書を添付のこと。

9	工事施行者の 工事能力調書	様式8	・自己居住用および自己業務用（1 ha未満）の開発は不要 ・建設業者登録証明書を添付のこと。（直営施工等の場合は、登記事項証明書、事業経歴書を添付のこと。）
10	事前審査要件 処理一覧表		・要件末尾に処理年月日、許認可番号を記入のこと。
11	事前審査要件処理 結果図書等	・協議書、同意書 ・許認可書の写し	・処理結果図書の添付順序は、要件処理一覧表の順序と同一順序とすること。 ※要件に対する措置は具体的に結果等を記入すること。
12	公図		・開発区域内を緑色で着色のこと。 ・地番、地目、所有者名を記載のこと。 ・隣接地においても上記と同様のこと。 ・里道（赤）、水路（青）を明確に着色のこと。 ・公図の転写年月日（3か月以内）および転写者の記名のこと。 ・公図が所在する法務局名を明記のこと。
13	開発区域内 権利者一覧表	様式9	・開発許可申請者名義の土地の場合も記載のこと。 ・抵当権者等のその他の権利者も記載のこと。
14	開発行為施行 同意書	様式9－1	・開発許可申請者名義の土地の場合は不要。 ・上記一覧表と同一順序であること。 ・抵当権等その他の権利がある場合は、その権利者の同意書も添付のこと。
15	土地の登記事項 証明書	・開発区域のもの	・開発区域内権利者一覧表と同一順序に添付のこと。 ・登記事項証明書は申請時点（3か月以内）のものとする
16	工程表		・梅雨時等については、詳細に記載のこと。
17	現況写真	・開発区域 周辺部 ・河川、水路、 道路 ・道路接道状 況	・できる限り上部から撮影のこと。 ・一連写真のこと。 ・対象物をあまり小さくしないこと。 ・カラー写真であること。 ・河川、水路、道路等は、スタッフ等を使用し、断面、幅員等の現況が判断できること。
18	擁壁等の構造安定 計算書	・構造計算書 ・安定計算書 （根拠資料）	・市技術基準にもとづくこと。
19	水理計算書	・開発区域内 ・雨水排水計画	・市技術基準にもとづくこと。
20	申請図の図面 リスト		・図面には通し番号を付け、リストにすること。 ・図面リストは、図面袋に貼付してもよい。

申請図（順序どおり整理し添付すること。）

表 8－2 申請図記載要領

添付 順序	名称	明記事項	縮尺	備考																								
1	開発区域 位 置 図	・ 方位 ・ 開発区域とその位置 ・ 開発区域周辺の都市施設 ・ 既存の公共施設、公益施設	1/2, 500 程度	・ 開発区域は、赤色に着色のこと。 ・ 道路は茶色、河川は青色に着色のこと。 ・ 市名、主要駅名、公共公益施設等については、ワクで囲み明示すること。(紫色)																								
2	現 況 図	・ 方位 ・ 開発区域境界線 ・ 土地の地番、地目、所有者名、地形（高低差等） ・ 隣接地においても上記と同様のこと。 ・ 官民境界確定線	1/500以上	・ 水路等は水色に着色のこと。 ・ 境界は確定されたもので赤色にて明示のこと。 ・ 道路名、河川名および現況幅員等を明記のこと。 ・ 官民境界確定線を明示し、確定日および番号を明記すること。																								
3	土地利用 計 画 図	・ 方位 ・ 開発区域の境界 ・ 公共施設の位置、形状 ・ 予定建築物の形状、規模、用途 ・ 擁壁の位置、種類、高さおよび延長 ・ 公益的施設の位置、形状 ・ 宅地（一区画）面積 ・ 開発区域が接する道路の名称・幅員 ・ 凡例	1/500以上	・ 開発区域界は、赤色で明示すること。 ・ 施設区分別に薄く着色のこと。<table><tr><td>宅</td><td>地</td><td>—</td><td>黄色</td></tr><tr><td>道</td><td>路</td><td>—</td><td>茶色</td></tr><tr><td>公</td><td>園</td><td>—</td><td>黄緑色</td></tr><tr><td>水路・調整池</td><td></td><td>—</td><td>青色</td></tr><tr><td>公 益 用 地</td><td></td><td>—</td><td>赤色</td></tr><tr><td>緑</td><td>地</td><td>—</td><td>緑色</td></tr></table>	宅	地	—	黄色	道	路	—	茶色	公	園	—	黄緑色	水路・調整池		—	青色	公 益 用 地		—	赤色	緑	地	—	緑色
宅	地	—	黄色																									
道	路	—	茶色																									
公	園	—	黄緑色																									
水路・調整池		—	青色																									
公 益 用 地		—	赤色																									
緑	地	—	緑色																									
4	造成計画 平 面 図	・ 方位 ・ 開発区域の境界 ・ 切土または盛土をする土地の部分 ・ 擁壁の位置、種類、高さおよび延長 ・ 法面（がけを含む。）の位置および形状 ・ 道路の中心線、延長、幅員、勾配および交差点の計画高 ・ 遊水池（調整池）の位置および形状 ・ 予定建築物等の敷地の形状および計画高	1/500以上	・ 開発区域界は、赤で明示すること。 ・ 切土部、盛土部別に薄く着色のこと。<table><tr><td>切</td><td>土</td><td>部</td><td>—</td><td>黄色</td></tr><tr><td>盛</td><td>土</td><td>部</td><td>—</td><td>赤色</td></tr></table> ・ 各構造物には、構造図と対照可能な番号を明記すること。 ・ 現況地盤線は細線、計画線は太線で図示すること。 ・ 既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。	切	土	部	—	黄色	盛	土	部	—	赤色														
切	土	部	—	黄色																								
盛	土	部	—	赤色																								
5	排水計画 平 面 図	・ 方位 ・ 開発区域の境界 （污水） ・ 污水排水管接続先の位置、形状および名称 ・ 污水排水管の勾配および管径	1/500以上	・ 開発区域界は、赤色で明示すること。 ・ 流末には、排水量を明示すること。 ・ 各構造物には、構造図と対照可能な番号を明記すること。																								

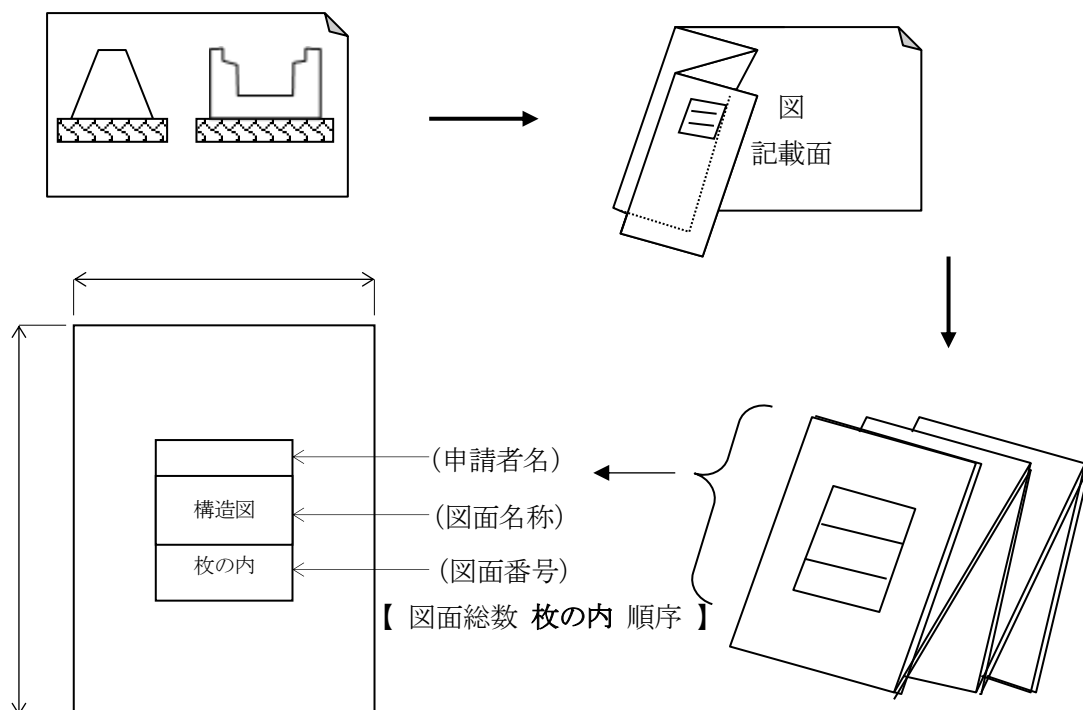
	排水計画 平面図	(雨水) ・排水区域の区域界 ・遊水池(調整池)の位置 および形状 ・都市計画に定められた排水施設の位置、形状および名称 ・道路側溝その他の排水施設の位置 ・排水管の勾配および管径 ・人孔の位置および人孔間距離 ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先河川および水路の名称、位置 ・予定建築物等の敷地の形状および計画高 ・道路、公園、その他公共施設の敷地の計画高 ・法面(がけを含む。)および擁壁の位置および形状		
6	給水計画 平面図	・方位 ・開発区域の境界 ・給水施設の位置、形状、内のり寸法 ・取水方法 ・消火栓の位置 ・予定建築物等の敷地の形状	1/500以上	・開発区域界は、 <u>赤色</u> で明示すること。 ・自己居住用の開発は不要
7	造成計画 断面図	・開発区域の境界 ・切土または盛土の計画地盤高と現況地盤高 ・切土、盛土部の着色 ・構造物 ・官民境界確定線	1/100以上	・明示断面のピッチは20m間隔であること。 ・断面の変化点は、上記に加えて明示すること。 ・現況地盤高は細線で、計画地盤高は太線で明示すること。 ・切土部は <u>黄色</u> 、盛土部は <u>赤色</u> で薄く着色のこと。 ・官民境界の確定日および番号を明示すること。 ・法勾配、法長を明記すること。 ・断面は、断片的ではなく、全体を明示すること。 ・構造物が既設の場合は、その旨明示のこと。

8	構 造 図	・擁壁の寸法および勾配 ・擁壁の材料、種類および各部材の寸法 ・裏込コンクリートの寸法 ・透水層の位置および寸法 ・擁壁部の計画地盤高と現況地盤高 ・基礎地盤の土質ならびに基礎杭等の位置、材料および寸法 ・鉄筋の位置および間隔 ・水抜穴の位置 ・雨水排水桝等のどろだめの深さ	1/50以上	・鉄筋コンクリート擁壁の場合は、配筋図を添付すること。 ・他図（平面図、断面図）との併記は、認めない。 ・構造図の枚数が多い場合は、系統別（排水施設、擁壁別）に記載すること。 ・各構造物の記号は、造成計画平面図の記号と対照可能なものとする。 ・既設構造物も明示すること。
9	が け の 断 面 図	・がけの高さ、勾配および土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質および地層の厚さ） ・切土または盛土の計画地盤高と現況地盤高 ・小段の位置および幅 ・石張、張芝、モルタル等の吹き付けの方法	1/50以上	・切土をする土地の部分に生じる高さが2mを超えるがけ、盛土をする土地の部分に生じる1mを超えるがけ、または切土と盛土とを同時にする土地の部分に生じる高さが2mを超えるがけについて作成すること。 ・擁壁で覆われているがけ面については、土質に関する事項を示すことは要しない。
10	求 積 図	・開発区域全体の丈量 ・宅地別丈量 ・公共公益施設用地、道路用地の丈量	1/500以上	・求積表はできる限り同一図面に記載すること。 ・外周長（辺長）を記載すること。
11	雨水排水 流 域 図 (調整池 流域図)	・流域界 ・排水系路 ・系路別ブロック	1/10,000 以上	・ブロックごとに流域界、面積、流出量を明示のこと。 ・河川、水路の位置は青色で着色のこと。 ・各ブロックは色分けすること。あわせて流域形態ごとの面積一覧を明示すること。 - 開発区域 — 赤色 - 密集市街地 — 桃色 - 一般市街地 — 橙色 - 畑・原野 — 黄色 - 水 田 — 水色 - 山 地 — 緑色 ・必要に応じて、河川・水路等の流路延長、勾配等を明示すること。 ・各ブロック別の記号は、水理計算書の記号と対照が可能なものであること。
12	雨水排水 施設計画 図	・平面図 ・施設構造図（オリフィス、余水吐、放流管等） ・排水計画縦断面図		・水理計算書と対照が可能なものであること。 ・調整池平面図には、下記諸元を明示のこと。 (貯水容量、堆砂容量、調整池の天端高さ、調整池のHHWL、HWL、調整池底高さ、オリフィス敷高、オリフィス寸法、余水吐の越流幅、越流水深) ・排水計画縦断面図には、排水先河川の横断面図(HWL明示)を併記すること。

13	道路計画 縦断面図・ 横断面図	・幅員 ・縦横断勾配 ・車道、歩道の別		・省令第24条各号（道路に関する技術的細目） の内容がわかるものを作成のこと。 ・占用埋設物の種別、位置、形状、埋設深等明記すること
14	防災工事 計画平面図	・方位 ・等高線 ・計画道路線 ・段切位置 ・防災施設の位置、形状、寸法、名称 ・運土計画 ・工事中の雨水排水系路 ・防災施設の設置時期および期間等	1/1,000 ～1/500 以上	・1 ha以上で山地の造成について添付のこと。 ・5 ha以上で田畑等の造成について添付のこと。
15	防災施設 構 造 図	・防災工事において、設置される施設の詳細	1/50以上	・上記と同様
16	建 築 物 平面・立面 図	・築面積および延べ面積の算定	1/100以上	・配置図、各階平面図および二面以上の立面図 (分譲宅地は除く。)

- (注) 1 設計図の添付順序2～6については、縮尺1/500以上で、かつ、同一縮尺とすること。
2 設計図にはこれを作成した者が記名すること。
3 図面の大きさ、折り方は下図を参照のこと。
4 申請書添付書類は、日本産業規格A列4番とすること。
5 位置図、土地利用計画図は、開発登録簿として保管するので表記が明瞭であること。

☆ 図面の折り方



- (注) 1. 図面は袋にて申請書の最後に左綴じとすること。
2. 枚数の多い場合は、キーボールを使用のこと。
3. 図面袋の大きさは、縦：約30cm、横：約21cmとすること。



4 開発行為の変更許可申請等（法第35条の2）

開発行為の変更を行う場合は許可を要する。（様式10）

表 8－3 変更許可申請必要図書（○…必要 ×…必要なし）

図 書 名 称	区域変更はなく 設計の変更のみ の場合	区域の増加		区域の縮小に伴 い、設計の変更を 行う場合
		設計の変更を 行 う 場 合	土地の編入に起 因する設計変更	
開発行為変更許可 申 請 書	○	○	○	○
設 計 説 明 書	○	○	○	○
公共施設の管理者に 関する変更協議書等	○ (当該項目に変更が なければ不要)	○	○	○
法 第 3 2 条 の 変 更 同 意 書	○ (当該項目に変更が なければ不要)	○	○	○
変更する工事施行者 の 工 事 能 力 調 書	○ (当該項目に変更が なければ不要)	○ (当該項目に変更が なければ不要)	○ (当該項目に変更が なければ不要)	○ (当該項目に変更が なければ不要)
資 金 計 画 書	×	○	○	×
権利者の施行同意書	×	○ (増加した土地の み)	○ (増加した土地の み)	×
登 記 事 項 証 明 書	×	同 上	同 上	×
公 図	×	同 上	同 上	×

変更許可申請図書作成要領

ア 申請書、設計説明書等の記入については、次の要領とすること。

変更後・・・青または黒書き

変更前・・・赤書き（なお、変わらない個所については、青または黒書きとすること。）

イ 変更理由書は、変更内容を簡条書に記載し、申請書の次に添付すること。

ウ 変更により他法令の措置が必要な場合は、許可書等の写しを添付すること。

エ 変更設計図は、変更が生じた図面のみを添付すること。また、次の要領とすること。

変更後・・・赤書き

変更前・・・黄書き

変更無・・・青または黒書きとすること。

オ 構造図においては、廃止は黄色で「×」印、新規は赤色で「新規」と明示のこと。

カ 排水関係の変更は、新規に水理計算書を添付のこと。

5 開発行為軽微変更届

開発行為変更届出書（様式11）

予定建築物等の敷地の変更、構造物の施工延長、施工位置等の軽微なもののみの変更届には、変更設計図（土地利用計画図）を添付すること。

工事の着工予定年月日または完了予定年月日の変更届には、変更工程表を添付すること。

6 その他申請、届出等

(1) 工事着手届出書（様式12） 1部提出

法第29条の規定による許可を受けたものは、工事に着手したときは、すみやかに工事着手届出書を市長に提出すること。

(2) 工事完了届出書（様式13） 1部提出

工事が完了（工区分割の許可にあっては、工区別）した場合は、工事完了届出書を提出して完了検査を受けること。

検査の結果、開発許可の内容に適合している場合は、検査済証を交付する。

完了届出書作成要領

(ア) 必要な図書

- ・ 工事完了届出書（1部） ・ 工事写真（1部） ・ 確定丈量図（1部）
- ・ 開発区域内に帰属する公共施設（里道・水路）が存する場合は、不動産登記必要書類（1部）

(イ) 写真

- ・ 着工前、工事施工中および完了写真を必ず添付すること。写真は、対比ができるよう同じ位置、方向で撮影すること。なお、工事施工写真により設計図書どおりの施工ができていないか判断できないものについては、掘削、抜取りにより検査する。
- ・ 撮影地点および方向を平面図（造成平面図）に記入し、写真と対照ができるよう記号で示すこと。
- ・ 撮影については、黒板、スタッフ等により、写真で寸法が確認できるようにすること。
- ・ 構造物については、延長30mごとに撮影のこと。
- ・ 石積、ブロック積、擁壁等の裏込栗石、コンクリート厚は、底部と中段とを上記に示すように30mごとに撮影のこと。
- ・ コンクリート厚の場合は、型枠組立時、脱型時に撮影のこと。
- ・ 鉄筋組立ては、配筋後、コンクリート打設前にスタッフ等により、写真で寸法が確認できるように撮影のこと。
- ・ 石積、ブロック積、擁壁等の根入れは、埋め戻し前にスタッフ等を使用し、全高を確認できるように撮影のこと。
- ・ 全景写真は、撮影方向が確認できるよう既設物を入れて撮影すること。

(3) 公共施設工事完了届出書（様式14） 1部提出

公共施設の工事が完了した場合には、公共施設工事完了届出書を提出して完了検査を受けること。

届出書には、完成図（当該届出による公共施設の位置および形状）ならびに工事写真を添付すること。

検査の結果、開発許可の内容に適合している場合は、公共施設検査済証を交付する。

(4) 開発行為に関する工事の廃止の届出書（様式16） 1部提出

許可を受けた開発行為を廃止する場合は、廃止の届出を行うこと。

届出には、廃止した事由書、廃止した時点の現況図、写真および廃止に伴う今後の措置を記載し

た書面、災害防止計画を示す図書を添付すること。

(5) **地位承継届出書**（様式17） 1部提出

法第44条に基づく地位の承継をした者は、地位承継届出書を提出すること。

届出書には、承継の原因を証する書面を提出すること。

(6) **地位承継承認申請書**（様式18） 2部提出

法第45条に基づく地位の承継をする者は、地位承継承認申請書を提出すること。

地位承継の添付書類

- ・ 承継の原因を証する書面（所有権、その他の権限を取得した書類）
- ・ 申請者資力信用調書（許可申請書の作成要領参照）

7 建築許可申請・その他

(1) **建築物特例許可申請書**（法第41条第2項ただし書き）（様式19） 2部提出

添付書類

- (ア) 建築物特例許可申請書（様式19）
- (イ) 委任状（代理人による申請の場合に添付すること）
- (ウ) ただし書き規定適用の理由書
- (エ) 建築物概要書（様式22）
- (オ) 都市計画法に適合する旨の建築物敷地調書（様式27-1）
- (カ) 附近見取図（方位、敷地の位置および敷地の周辺の公共施設を明示のこと。）
- (キ) 敷地現況図（方位、敷地の境界および建築物の位置を明示のこと。）
- (ク) 土地利用計画平面図
- (ケ) 建物平面図（当該許可申請が建築物の高さに係る場合には立面図を添付のこと。）
- (コ) 現況写真
- (サ) その他市長が必要と認める書類

(2) **予定建築物以外の建築等許可申請書**（法第42条第1項ただし書き）（様式20） 2部提出

- (ア) 予定建築物以外の建築等許可申請書（様式20）
- (イ) 委任状（代理人による申請の場合に添付すること）
- (ウ) ただし書き規定適用の理由書
- (エ) 建築物概要書（様式22）
- (オ) 都市計画法に適合する旨の建築物敷地調書（様式27-1）
- (カ) 附近見取図（方位、敷地の位置および敷地の周辺の公共施設を明示のこと。）
- (キ) 敷地現況図（方位、敷地境界、建築物の位置、汚水および雨水の排水施設位置・種類・流向・吐口の位置・放流先の名称を明示のこと。）
- (ク) 土地利用計画平面図
- (ケ) 排水計画平面図（汚水および雨水）
- (コ) 給水計画平面図
- (サ) 建物平面図（当該許可申請が建築物の高さに係る場合には立面図を添付のこと。）
- (シ) 現況写真
- (ス) その他市長が必要と認める書類

(3) **建築物の新築、改築または用途の変更許可申請書**（法第43条第1項）（様式21） 2部提出

添付書類は表8－4および表8－5のとおり

添付 順序	名 称	記 入 要 領
1	許可申請書 （様式21）	○ 1 建築物の建築をしようとする土地が複数にわたる場合は、全体面積のほか、各区画の番号及び面積を記入のこと。 ○ 6 その他必要な事項欄には、申請者、代理者の連絡先（電話番号）を記入のこと。
2	委任状	○ 代理人による申請の場合に添付すること。
3	理由書	○ 申請者の住所、氏名を記入すること。 ○ 記載事項は、P. 93及びP. 96を参照のこと。
4	法第34条各号に 該当する図書	○ 申請の建築物が、政令36条第1項第3号のいずれに該当しているかがわかる資料を添付すること。
5	建築物概要書 （様式22）	○ 面積は小数点以下第2位まで記入のこと。 （土地の面積は第3位を切り捨て、建築関係の面積は第3位を切り上げ） ※建築区画が複数にわたる場合はそれぞれの敷地について作成すること。
6	建築物敷地調書 （様式27-1）	○ 6 敷地の変遷、7 建築物の変遷について、建築区画が複数にわたる場合は区画ごとの内訳も記入すること。
7	申請地の登記事項 証明書	○ 線引き後に分合筆が行われている場合は、線引き時から現在までの経過がわかる登記事項証明書を添付すること。 （必要がある場合、線引き時前後の航空写真を添付すること。） ○ 抵当に入っている場合は抵当権者の同意書を添付のこと。 （取得時のローンの場合は不要）
8	申請地の現況写真	○ 全景、隣接部の詳細の写真を添付すること。 ○ 区域を赤線で表示すること。
9	その他市長が必要 と認める書類	○ 道路用地の寄附がある場合は、寄附を証する書面及び道路法等関連法令の手続きを完了していることを証する書面 ○ その他、必要に応じて資料の提出を求めることがあります。

表8－4 法第43条第1項の規定による許可申請に必要な添付書類

【注意事項】

- ① 申請書添付書類は、日本産業規格A列4番とすること。

表 8－5 法第 4 3 条第 1 項の規定による許可申請に必要な添付図面

添付 順序	名 称	記 入 要 領
1	付近見取図	○ 敷地の位置および敷地の周辺の公共施設を明示のこと。 ○ 1／2,500～1／25,000の縮尺で周囲の状況（国道、主要地方道、鉄道、河川等）が判断できるもの ○ 公共水域に至る排水経路を青で記入すること。
2	敷地現況図	○ 境界、建物の位置、汚水および雨水の排水施設位置・種類・流向・吐口の位置・放流先の名称を明示のこと。 ○ 縮尺は1／50～1／100程度とする。 ○ 現況道路名、有効道路幅員を明示のこと。
3	土地利用計画図	○ 次の事項を明示すること。 ・ 公共施設の位置、形状 ・ 予定建築物の形状、規模、用途 ・ 擁壁の位置、種類、高さおよび延長 ・ 現況道路名、有効道路幅員 ・ 雨水および汚水の排水系統、排水先水路等の名称 ・ 建築区画が複数にわたる場合は各区画の規模
4	横断図	○ 境界、側溝等を記入のこと（2方向）
5	給水計画平面図 排水計画平面図	○ 土地利用計画図との兼用も可。 ○ 給排水装置の位置、汚水および雨水の排水経路、方向を記入すること。経路は公共水域に至る地点まで明示すること。 ○ 降水量、放流先の状況等からみて、敷地内下水を有効に排出するとともに、その排出により敷地および周辺の地域に出水等による被害が生じないような構造および能力で配置されていることが確認できるものであること。
6	構造図	○ 地盤の改良、擁壁その他安全上必要な措置を講じる場合に添付すること。 ○ 必要に応じて、カタログ、安定計算書を添付すること。
7	公図	○ 公図が所在する法務局名を明記のこと。 ○ 公図の転写年月日（3か月以内）および転写者の記名のこと。 ○ 里道(赤色)、水路(青色)、申請地(緑色)で着色すること。 ○ 地番、地目、所有者名を記載のことまた隣接地においても同様とする。
8	丈量図	○ 現況図と併用してもよい。 ※建築区画が複数にわたる場合は各区画の宅地丈量図を作成すること。
9	建築物平面図・ 立面図	○ 建築面積および延べ面積を記入のこと。 ※建築区画が複数にわたる場合は、区画ごとの建築物について作成すること（同一のものは省略可）

【注意事項】

- ① 方位、縮尺を記入すること
- ② 申請区域は赤線で表示すること
- ③ 図面には、作成者の記名をすること
- ④ 図中の標高は、T P（東京湾中等潮位）で表示のこと

建築許可申請資料の作成例

法第43条第1項の規定による許可申請に必要な添付書類および添付図面は、上記表8-4、表8-5のとおりであるが、つぎの2事例について、より具体的な記入要領を明示しておく。

○都市計画法第34条第11号の規定による指定区域および第12号の規定により指定された指定集落区域における自己用住宅に係る建築許可に係る者の場合

添付 順序	名 称	記 入 要 領
1	許可申請書 (様式21)	○ 4 許可該当条項および理由欄には、次により記入すること。 指定区域：政令第36条第1項第3号ロ 指定集落区域：政令第36条第1項第3号ハ
3	理由書	○ 申請者の住所、氏名を記入すること。 ○ 記載事項は、P. 93及びP. 96を参照のこと。
9	その他市長が必要と認める書類	○ 申請者に土地の所有権がない場合は、次のいずれかを添付すること。 ・売買契約書 ・相続により承継する場合は、相続が確実であることを証する書面 ・施行同意書 ○ 建売住宅の建築の場合は、自己の用に供する住宅を必要とする者のための住宅であり、賃貸やその他の目的には供さない旨の誓約書 ○ 建売住宅の建築の場合は、地元及び関係自治会への事業説明・協議経過報告書 ○ 道路用地の寄附がある場合は、寄附を証する書面及び道路法等関連法令の手続きを完了していることを証する書面

○都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの規定による自己用住宅に係るものの場合（提案基準4等）

添付 順序	名 称	記 入 要 領
1	許可申請書 (様式21)	○ 4 許可該当条項および理由欄には、政令第36条第1項第3号ホと記入すること。
3	理由書	○ 申請者の住所、氏名を記入すること。 ○ 次の事項を漏れなく記入すること。 ・住宅困窮の状況を明確に記入のこと。 ・自己の居住（自らの生活の本拠として利用することをいう。）の用に供する住宅を必要とする理由 ・現在居住している住居の規模、家族構成、および自借家の別 ・当該市街化調整区域に土地を求めた理由 ・建築物の着工・完了予定年月日 ・現住居の許可後の取扱い方法
4	法第34条各号該当の根拠資料	○ 自借家証明等（賃貸借契約書の写（ない場合は家主証明）、土地建物登記事項証明書（公営住宅については不要）） ○ 結婚で独立する場合は、相手の証明書 ○ 現住居の間取り図、写真（狭小過密の場合のみ） ○ 住民票記載事項証明書（家族全員） ただし、本籍の記載は不要。
9	その他市長が必要と認める書類	○ 申請者に土地の所有権がない場合は、次のいずれかを添付すること。 なお、その内容については、各許可要件により判断すること。 ・売買契約書 ・相続・贈与の場合でも可の場合、将来相続または贈与で取得することが確実であることを証する書面（相続の証明書）。 ※所有権がない場合、借地は二親等までしか認めない。